

仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、みなかみ町こどもの居場所事業管理運営業務委託契約書第2条の規定に定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、町内に住所を有する者であって、次のとおりとする。

- (1) 不登校のこども等、家庭や学校に居場所のないこども及びその保護者
- (2) 虐待等により不適切な養育状態にあるこどもや、養育環境に関して課題のあるこどもとその保護者
- (3) 関係機関からの情報により、支援を行うことが適切であると判断したこどもとその保護者
- (4) その他、町長が特に必要と認めた者

(運営)

第3条 事業運営に当たっては、次により行うものとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、対象者に対し安心・安全な場所を提供し、こどもの居場所づくりにおいて必要な支援を提供すること。
- (2) 開所日数は、週5日以上とする。
- (3) 活動に要する施設や備品等の管理をすること。

(職員配置)

第4条 事業の実施にあたり、職員については次のとおりとする。

- (1) 管理者及び支援員の職員を配置し、必要に応じて心理療法担当職員及びソーシャルワーク専門職員を配置して支援を行うこと。なお、1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は心理士として心理療法に関する1年以上の経験を有する者を必ず置くこと。
- (2) 管理者又は支援員のうち1人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。
- (3) 人員配置に当たっては、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置することとし、児童5名に対し1人以上の職員を目安に配置すること。

(活動内容)

第5条 こどもの居場所事業においては、次の活動を実施するものとする。

- (1) 安心安全な居場所の提供に関すること。
- (2) 生活習慣の形成に関すること。
- (3) 学習の支援に関すること。
- (4) 食事の支援に関すること。

- (5) 課外活動の提供に関すること。
- (6) 学校、医療関係、地域団体等の関係機関との連携に関すること。
- (7) 保護者に対する養育支援に関すること。
- (8) 送迎支援に関すること。
- (9) その他子どもの居場所づくりにおいて必要な支援に関すること。

(開所時間)

第5条 開所時間は原則、10時から18時までとする。

(秘密保持及び個人情報の管理)

第6条 事業の職員は、対象者のプライバシーを尊重するとともに、職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間が満了した後においても同様とする。

(報告事項)

第7条 対象者の利用状況等について毎月翌月10日までに（休日の場合は前日）報告するものとする。

(費用負担)

第8条 事業運営に当たっての費用負担は、次により行うものとする。

- (1) 通常運営の製品の購入、修理は乙が負担するものとする。
- (2) 上記に定めない費用については、甲、乙協議して負担するものとする。